

2018年の業務計画

【立法業務計画】

国務院は各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部委員会、各直属機関宛に2018年立法業務計画を通知した。

以下の法案について起案し全国人民代表大会常務委員会において審議する。

| 近代化経済体制の建設 | 社会統治の強化と創造 |
|--|---|
| 特許法の改正 税収徴税管理法の改正 車両購入税法 外国投資法 政府投資条例 反密輸工作条例 企業所得税法実施条例 等 | 安全生産法の改正及び実施条例 住宅賃貸条例 消費者権益保護法実施条例 生産安全事故応急条例 住宅積立金管理条例の改正 食品安全法実施条例 失業保険条例 等 |
| | 美しい中国の建設 |
| | 耕地占用税法 資源税法 等 |
| 社会主義民主政治の発展 | 国家の安全を維持 |
| 档案(身上調書)法の改正 社会組織登記管理条例 等 | 輸出管制法 パスワード法 外商投資国家安全審査条例 等 |
| 社会主義における文化の繁栄を推進 | |
| 著作権法の改正 未成年者インターネット保護条例 等 | |

これらの法案が改正及び制定が予定されています。外資にも少なからず影響のある法案ですので動向に注目です。

【行政手続き情報】

外商投資企業の投資経営情報の登録は、2018年4月1日から6月30日までに行なわれなければなりません。

【給与情報】

上海市人力資源和社会保障局は、2018年4月1日から最低賃金の基準を2,300元から**2,420元**に調整しました。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

この金額には以下の項目は含まれません。

- ① 労働時間の延長による給与
- ② 遅番、夜勤手当、夏季高温手当及び有毒有害等の特殊労働環境下の職位手当
- ③ 食事手当、通勤交通費手当、住宅手当
- ④ 個人が法に基づき納付する社会保険料及び住宅積立金

2018年3月26日には上海市における賃上げの指導ラインを公布しました。

2018年の上海市企業の給与指導ラインの平均賃上げ率を8%とする。

生産経営が正常で経済効果と利益が増加の企業は8%参考に賃上げ率（幅）を確定できる。

前年平均給与の水準が全市職工平均給与の2倍以上の企業は賃上げ率を8%より低くすべきである。前年平均給与の水準が全市職工平均給与の60%の企業は賃上げ率（幅）を8%より高くできる。

2018年の上海市企業の給与指導ラインの下限は賃上げ率3%とする。

経済効果と利益が下降している企業は3%を参考に賃上げ率を確定できる。生産経営が困難、経済効果と利益が比較的少ない企業は賃上げ率3%を下回るすることができる。

今年も上海市から最低賃金の上昇が始まりました。各地でも上海市の状況を踏まえ、最低賃金の改定があるものと思われます。